

第36回八幡市農業委員会議事録

令和5年7月5日（水） 午後2時00分

八幡市役所本庁舎5階 会議室5-2

八幡市農業委員会長 長村 信幸

前書は令和5年7月5日開催の第36回八幡市農業委員会総会の議事録に相違ないことを承認します。

署名委員（長村 信幸） _____

署名委員（前田 孝文） _____

署名委員（奥村 芳治） _____

案 件

議案第 113 号 農地法第 3 条許可申請審議の件
議案第 114 号 農地法第 4 条許可申請審議の件
議案第 115 号 非農地証明願承認の件
議案第 116 号 2 アール未満の農業用施設の届出について

報 告 農地法第 5 条届出書について

出席農業委員

奥村 芳治	西川 茂男	西村 伸一	古里 治彦
猪飼 美和子	森田 正彦	西川 吉之	佐野 文昭
関東 豊則	長村 信幸	前田 孝文	辻 典彦

欠 席

上野 信昭 吉川 俊孝

出席農地利用最適化推進委員

符川 亮	吉川 栄樹	西村 忠雄	高井 賢治
関西 保博	小里 隆信	金谷 泰宏	堀口 雅智

欠 席

事 務 局

西岡 賢治 梶浦 靖人 石原 毅之

議 長
(長村会長)

ただ今より、第36回八幡市農業委員会総会を開催いたします。
本日の農業委員の出席は、12名ですので、本総会は成立しております。
本日の会期は午後2時から午後5時までとします。
議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、本日の署名委員さんについては議席番号13番 前田孝文委員と議席番号1番 奥村芳治委員にお願いします。

議 長	それでは、議事に入らせていただきます。 まずはじめに、「議案第113号 農地法第3条許可申請審議の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗読) 申請物件の所在 野尻円ノ元 地目は田、面積598㎡ 外1筆 譲渡人 ○○○○ 氏 譲受人 ○○○○ 氏 (法説明) 譲受人である○○○○氏につきましては、農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題ないものと考えます。 また今回の案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われるので、許可要件は満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興部会長	ただ今の案件につきまして、6月27日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第113号 農地法第3条許可申請審議の件」につきましては、許可することといたします。
議 長	次に「議案第114号 農地法第4条許可申請審議の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗読) 申請物件の所在 内里古溜池 地目は畑、面積283㎡ 申請人 ○○○○ 氏 転用目的 住宅敷地

	(法説明) 本件につきましては、市街化調整区域にある農地で、農地法第4条第6項第1号ロ(1)に規定する地域であり、許可基準に定める市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、許可相当と考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用 部会長	ただ今の案件につきまして、6月26日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第114号 農地法第4条許可申請審議の件」は、本委員会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府知事に進達いたします。
議 長	次に「議案第115号 非農地証明願承認の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗読) 願出物件の所在 戸津木戸口 地目は田 面積144㎡ 外1筆 願出人 ○○○○ (説 明) 本件につきましては、平成8年より用悪水路として使用しているため非農地証明願承認については、問題がないものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用 部会長	ただ今の案件につきまして、6月26日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第115号 非農地証明願承認の件」につきましては、承認することといたします。
議 長	次に「議案第116号 2アール未満の農業用施設の届出について」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。

事務局	<p>(事務局 朗読)</p> <p>届出物件の所在 内里古溜池 地目は畑 面積 12 m² 外 1 筆</p> <p>届出人 ○○○○ 氏</p> <p>(法説明)</p> <p>本件は、農地法施行規則第 29 条第 1 号に規定する 2 アール未満の農業用施設であります。承認については、問題ないものと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして農地転用部会のご意見をお伺いします。</p>
農地転用 部会長	<p>ただ今の案件につきまして、6 月 26 日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
議 長	<p>農地転用部会の意見は異議ナシであります。</p> <p>他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第 116 号 2 アール未満の農業用施設の届出について」は承認することといたします。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。なお、報告事項がございますので、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>(事務局 報告)</p> <p>「農地法第 5 条届出書について」</p> <p>届出物件の所在 男山吉井 地目は畑 面積 271 m²</p> <p>譲渡人 ○○○○ 氏 外 1 名</p> <p>譲受人 ○○○○</p> <p>転用目的 住宅敷地</p> <p>農地法第 5 条届出書は、住宅敷地の転用目的で令和 5 年 5 月 12 日に届出があり、5 月 24 日に受理通知を行いました。</p>
議 長	<p>他に何かございませんか。</p> <p>無いようでございますので、これをもちまして、第 36 回八幡市農業委員会総会、議案審議及び報告案件を終了いたします。</p>